

令和2年3月23日

公益財団法人飯塚毅育英会
海外留学支援奨学生の皆様

新型コロナウイルス対策に伴う、当育英会の措置についてのご連絡

新型コロナウイルス対策に伴い

- ① 大学の講義が通学形態ではなく、全面的なオンライン授業への切り替えになった。
- ② 国境封鎖宣言や移動制限措置などによる、当初の留学期間満了後の帰国が困難になった。
- ③ 日本の在籍している大学から帰国要請があった。

などの理由によって、日本に帰国せざるを得ないこととなり、留学を途中で断念することになった場合の措置についてお知らせします。

当育英会の規程では「研究を目的とした外国の大学または大学院に9か月以上在籍すること」とありますが、上記①②③などの理由により、留学期間が9か月未満となっても、奨学金の返還を求めないことといたします。

帰国する場合には、帰国前または帰国後どちらでも結構ですが、事務局宛にメール等でご連絡ください。（来会の必要はありません。）

なお、『刮目』に掲載する「留学報告書」の提出義務の免除はありませんので、忘れずをお願いします。

公益財団法人飯塚毅育英会
事務局 永井 伸一

TEL : 028 - 649 - 2121、E-mail : itsf@tkc.co.jp
URL : <https://www.iizuka-takeshi-ikuei.or.jp/>